

横浜居留地の清国人の様相と社会的地位

—明治初期から日清戦争までを中心として—

佐々木 恵子

はじめに

現在の横浜中華街は、今から約 145 年前に横浜開港とほぼ同時にやってきた清国人がまとまって住み始めた居留地の一角である。明治 4 年 (1871) に日本との間に日清修好条規が結ばれるまで清国人は条約未済国人として制約を受け且つ不安定な立場であったが、明治 7 年 (1874) には清国人の人口が千人を超え、横浜居留地の人口の半分を占めるまでになった。明治 11 年 (1878) には清国領事館が開設され、南京町に住む人々の生活基盤が整い始めた。南京町は清国人の風貌、言葉、生活様式などが日本人と異なっていたので、当時の人々はおおいに関心を抱いていたようである。反面この地域では、阿片の吸引や賭博、窃盗といった犯罪がみられたため、日本人には近づきがたい空間でもあったと想像する。当時の日本人にとって清国人の暮らしぶりや習慣、風習はどのように映っていたのか、そして清国人は日本や日本人に対してどのような感情を抱いていたのだろうか。このような疑問を解くことを課題として主に『横浜毎日新聞』を読みそこから当時の様子を知る糸口を探ろうというのがこの論文の主旨である。

これまでの横浜華僑研究でよく知られている著書には、『横浜市史』(第三卷下巻) 横浜市 1963 年、菅原幸助『日本の華僑』朝日新聞社 1979 年、

菅原一孝『横浜中華街の研究』日本経済新聞社 1998 年，等が挙げられる。『横浜市史』（第三巻下巻 4 章「横浜居留地の中国人」）は横浜に住む中国人の特色，取締，犯罪，マリア＝ルス号事件等が時代を追って書かれていてわかりやすい。『日本の華僑』では横浜華僑のルーツを探るべくフィールドワークを行い，華僑社会の成り立ちを追っている。日本から受けた法的差別や排外的行為に耐え抜き，過去を淡々と語る華僑から彼らの民族的明るさと強さを感じざるを得ない。『横浜中華街の研究』は商業街という観点から中華街を見据え，その成り立ちと時代に合った街づくりをめざす横浜華僑とその共同体を紹介し，分析している。最近では西川武臣・伊藤泉美『開国日本と横浜中華街』大修館書店 2002 年がある。開港から日露戦争までの歴史を追いながら，横浜居留地の中国人社会に焦点をあて，日本での役割や関わりを明らかにしているものである。

今回，私が『横浜毎日新聞』を主な資料とした理由としては，この新聞が明治 3 年 (1870) という早い時期に発刊され，横浜の貿易関連記事以外に居留地内外の清国人に関する記事が比較的多く見られたためである。後に全国紙となり，国内，国外の政治，経済と幅を広げていったため，明治中期になると横浜居留地関連の記事が少なくなったが，横浜華僑史研究において貴重な資料のひとつである。『横浜市史』をはじめとしていくつかの論文で利用されているものの，部分的に使われているにすぎない。そこでこの論文ではひとつひとつの記事を丹念に拾っていくことにした。そこから今まで見えなかったものがみえてくるかもしれないと考えている。

論文で扱う期間は『横浜毎日新聞』創刊の明治 3 年 (1870) から日清戦争 (明治 27 ~ 28 年) (1894-95) までの約 25 年間とし，主に横浜居留地内外で起こった事件や記事を取り上げて分析する。その理由として明治時代すべてにわたって検索するのは時間的に足りなかったこと以外にざっとみた限り，横浜居留地に関連する記事が明治 29 年以降それほど多くみられなかったからである。日清戦争までを区切りとし，その後は今後の課題として残すことにした。開港から居留地の形成過程，自治制度の確立は先行研究によって明らかにされている部分が多い。そこで一般庶民レベルから当時の

居留地の様子や清国人の様相をみることで、当時の居留地在住清国人の状況を明らかにする役割を担えたらと考えている。なお、本文中の『横浜毎日新聞』の引用には日付のみとする。

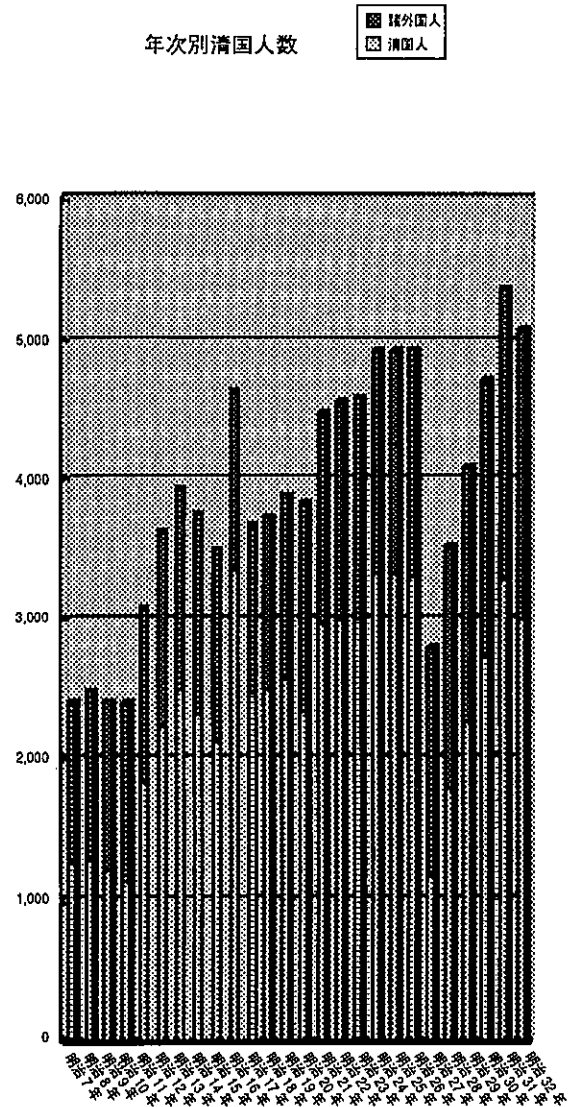
第1章 南京町

1. 南京町の形成

横浜居留地に住む清国人は、広東・香港・上海等に根拠地をもっていた欧米商人に伴ってやってきた広東人が多く、コック、買弁、通訳、荷夫、下僕などを主な仕事としていた。当時清国と条約が結ばれていなかったため、慶応3年(1867)に締結された「横浜外国人居留地取締規則」第四条により身分ごとに登録をおこない、いままで雇主の所属国領事に置かれていた清国人を日本が管轄権を掌握することになった。この時、籍牌を受けた者は1,002人であり、買弁や商人はごくわずかでほとんどが半失業的日雇労働者であった(注1)。このような状況に対応するべく、同年に張堂・陳玉池・韋香圃らが代表となって「清国人集会所」を設立し、明治4年には「中華会館」と改称され、清国人が居留地で安定した社会生活を送る上での中心的役割を担った。明治7年(1874)には清国人人口は千人を超え、横浜居留地外国人総人口の半分を占めた。明治10年(1877)の統計では籍牌の登録を受けた者は上等の部183人、下等の部959人おり(注2)、彼らの居留地の分布状況を調べてみると、上等部の約4割(約80人)と下等部の6割(約600人)が現在の中華街にあたる居留地の130番地から166番地に集中して住んでいる。同番地に数世帯登録されている場合が多く、密集して居住していることがわかる。明治11年(1878)に清国領事館が居留地135番地に開設され、初代駐在横浜清国范錫明領事が就任すると、さらに日本での生活基盤が整っていった。清国人人口は日清戦争開戦前には三千人を超えるまでになった。(表1参照)

(表 1)

年次	清国人	諸外国人	外国人総数
明治 7 年	1,290	1,121	2,411
明治 8 年	1,300	1,196	2,496
明治 9 年	1,231	1,196	2,427
明治 10 年	1,142	1,262	2,404
明治 11 年	1,851	1,234	3,085
明治 12 年	2,245	1,381	3,626
明治 13 年	2,505	1,432	3,937
明治 14 年	2,334	1,439	3,773
明治 15 年	2,154	1,358	3,512
明治 16 年	3,363	1,279	4,642
明治 17 年	2,471	1,217	3,688
明治 18 年	2,499	1,254	3,753
明治 19 年	2,573	1,331	3,904
明治 20 年	2,359	1,478	3,837
明治 21 年	2,981	1,513	4,494
明治 22 年	3,010	1,552	4,562
明治 23 年	3,004	1,597	4,601
明治 24 年	3,348	1,585	4,933
明治 25 年	3,339	1,590	4,929
明治 26 年	3,325	1,621	4,946
明治 27 年	1,173	1,631	2,804
明治 28 年	1,808	1,724	3,532
明治 29 年	2,268	1,832	4,100
明治 30 年	2,743	1,985	4,728
明治 31 年	3,284	2,085	5,369
明治 32 年	3,003	2,085	5,088



(典拠『神奈川県史 vol. 15』より作成)

清国人居留地を南京町と日本人が称するようになったのはいつ頃からであろうか。『横浜毎日新聞』では明治7年から8年(1874～75)は清国人居留地を「居留地」「本港埋地」と表す記事が多かったが、明治9年(1876)以降は「南京町」「支那街」が使われている。また清国人に対する呼び名も「南京人」「南京さん」と称する記事が幾つか見られ、その内容から「南京人」「南京さん」は蔑称ではなく、「支那人」と同様に一般的な清国人の呼称として用いられていることがわかる。これらの記事から明治9～10年には清国人の生活の場としての「南京町」の存在が日本人によって認められていたといえるのではないだろうか。

2. 南京町の祭事, 娯楽

「南京町」という限られた空間は清国人の生活の場であるとともに、コミュニティの場でもあった。憩いの場の中心的役割をしたと思われる会芳楼は明治3年頃に、そして祭事を行う関羽を祭った関帝廟は明治7年頃に建立された(注3)。

新聞では店先に軒提灯等を掲げ爆竹を鳴らして賑わう旧正月や関帝誕の様子を毎年のように報じており、清国人にとってそれらは重要な祭事であったことがうかがえる。そのうち関帝廟についての詳しい記事は「横浜居留地支那人関羽祀の景況」(明治9年6月5日付)で次のように伝えている。「先館門を入り左に曲ると行燈に類せし飾り人形は漢の高祖剣を投て白蛇を撃の木偶(悦昌造)を始め且数七具あり…其雨端の大提燈には(会館)と記し其下には紫檀の卓を供え大香炉を供え白檀の割木を薫らし左右には大明香を焚き上には異木の額を掲げ(堯天舜日)の四字を刻す…廟内間口五間余り奥行き二間半もありと思しく…関帝の像は総体金色に泥て凡六尺あり錦繡の帷を左右に絞り揚神像の頭上には正真の草花を以て造りたる扁額と燈籠あり…」。廟内で清国人が10人ほど円座して大小太鼓らっぱ柏子木蛇皮線に唱歌を添えて合奏しており、その囃子が最も奇怪であったと感想を述べている。

会芳楼は横浜居留清国人の韋香圃が明治3年(1870)頃に居留地135番地に劇場兼料亭として開いたもので、ここでの催しや公演を知らせる広告がいくつかみられた。例えば「…南京ちゃぶ屋の会芳楼にて清国人李炳稟が芝居を始め、上等の棧敷五十銭、中下乙丙、…毎晩9時より開場にて見物の支那人が詰めかける」(明治10年3月6日付)。「今般支那にて有名の俳優渡来致し候…埋地会芳楼に於て漢唐明の古風を模擬し衣装美麗を施じ演劇娛樂興行到じ候間諸君御来車を乞」(明治10年11月24日付)、と報じている。当時の清国人は居住、仕事は居留地内と定められており、居留地外への旅行も禁止されていたため娯楽が少なかった。そこで彼らは歌や芝居に楽しみを求めたと思われるが、明治10年以降は新聞に広告が見当たらず、会芳楼は姿を消した。

3. 南京町の諸相

当時の日本人は、南京町をどのようにみていたのであろうか。『横浜繁昌記』には、「南京町は居留地の中で確に異彩を放て居る、其の異彩と云は曰く雑踏である、喧囂である、不調和である、暗黒不潔である。…如何なる危険が潜んで居るか、如何なる病毒があるか、如何なる悪漢が徘徊するか、如何なる陰事が計画さるるか、殆ど忖度も推察出来ぬのである…」(注4)と近寄りがたい地域であったことを書いている。その反面、明治19年のコレラの流行に際し、神奈川県患者数5,903人、死亡者数4,176人に達していたのに対し、南京町での8月7日現在の患者数は74人、死亡者は47人と少なかった。その理由として、清国人が生水を飲まないことや食事の慣習の違いであると説明している(明治19年8月11日付)。また、清国人の水に対する関心については、明治20年12月11日付「支那人の水の貴さを知る」で、「横浜構内に水道施設を設け、自宅に水を引くこと計画したが、水の引用を申し込む者は清国人が一番多く、西洋人、日本人の順番であった。清国人は食物に注意するとかねてから聞いていたが、水道の一事についても支那人の衛生上注意するのは日本人の比ではない」という記載があ

る。また、当時の清国人の食生活については、「支那人の常食」と題した記事で次のように紹介している。「清国人は一日二食で朝食は大概 10 時で晩飯は 4 時食べるとし、上等人民、小民、農民とに分類した上で上等人民は 1 食毎に 4 碗 4 皿で半分は肉類、半分は野菜を食べる … 米は古米を食べ 1 食 2 碗ほどでその他には粥や饅頭等を食する。酒は朝には五加皮酒の類を飲み、夜は紹興酒などを飲む。市内に住む小民は 1 飯 1 菜として麵を以って米に替えるものは菜を食べず … 雑穀で饅頭を作ったものを常食とする。農民は米や麵を食べずに高粱豆粟の類を食とし、祭日には肉を食べたりするのは日本人農民と同じである。また力役に従う小民は年内三、四月のころより八、九月まで一回の食事を増やし三回食べる」(明治 19 年 3 月 5 日付)。本国に住む清国人の様子を記事にしたようであるが、横浜在留清国人にも共通する点があるとして掲載したものと思われる。コレラ猛威をふるっていた時期であり、清国人の食生活について新聞も大いに注目していたようである。

当時、犯罪や事件を起こす清国人を蔑視する風潮があったが、清国人に対して一目置く記事もある。明治 11 年 (1878) に起きた清国飢饉の際に母国救済のため、横浜清国商人は 1 万 5 千円ほど集めたのに対して、横浜日本商人の募金がかどらないことを嘆いている (明治 11 年 2 月 20 日、25 日付)。同年、横浜居留地在留清国人医師は清国人、日本人の区別なく診療し、金銭の持ち合わせのない者には無償で診察して、貧困者に大いに感謝されていると報じているし (明治 11 年 1 月 11 日付)、明治 15 年には居留地 48 番に住む清国人が野毛、長者町に住む貧困者に寄付している (明治 15 年 12 月 28 日付)。犯罪や事件の記事ばかりに目を向けてしまうが、このような報道もされていたことも確かであり、これも清国人社会の一面なのである。

また、南京町には清国人に雇われる日本人妾が多数居住し、その数は明治 20 年 (1887) には 756 人おり、雇われ賃金は 1 ヶ月 6 円ほどで家事や雑用等をこなしている (注 5)。清国人が正妻の他何人もの女性をもつことは一般的なことであり、上等部に登録されている横浜に居留する清国人の多くは妾を抱えていた (注 6)。日本人妾をめぐる記事では、清国人が賃金を

支払わなかったため、家に帰った妾を連れ戻そうとした事件（明治12年5月31日付）、本妻が本国から来航して騒動を起こす（明治17年1月9日付）の他、阿片吸飲や密売にも関わっていたようである。阿片については次章で述べることにする。

第2章 清国人の犯罪、日清間の摩擦・衝突について

日本人や他の外国人とも異なる清国人の特徴的な犯罪は阿片、小児売買、賭博などであったようである。小児売買については先行研究「小児人身売買と海外醜業婦の実態」（注7）があり、『横浜毎日新聞』『毎日新報』の記事を取り上げて紹介している。賭博に関する記述はすでに『横浜市史』（注8）に書かれているので、ここでは、『横浜毎日新聞』に掲載されることの多かった阿片犯罪の状況について纏めたいと思う。また、居留地では清国人と日本人との衝突、喧嘩、殴打事件もみられたので、あわせて述べることにする。

1. 阿片について

(1) 横浜居留地の阿片蔓延について

明治11年(1878)に清国領事館が開かれたことで、明治4年に締結された日清修好条規第8条の規定により、清国人も他の居留の外国人同様に治外法権を享有することが出来るようになった。このため、日本政府は治外法権により逮捕したとしても携帯する阿片を没収し、同国領事館へ犯人を引き渡すだけであった。清国と結んだ条約通商章程には阿片は厳禁とあるだけで、その処分についての明文はない。阿片を持ち込んだ清国人は一旦横浜を離れるが、忽ち帰ってきて依然として徘徊するという状態であり、取り締まる日本側はこれを大いに不満としていた。『横浜毎日新聞』で明治12年(1879)に阿片に関する犯罪記事の増加と阿片蔓延防止の投書などが多かったのは、このような状況が影響したと思われる。同年には清国人の阿片

吸烟者は300人から400人もおり、彼らの雇い日本人妾にも蔓延していた(注9)。横浜居留地では清国人の経営する阿片問屋が4軒から5軒もあり、渡来した水夫が持ち込む阿片を買い込み、これを両替屋等に1割5分から2割りの口銭で売り渡し、両替屋は5割以上の儲けをいれて小売りしていた(明治12年7月15日付)。

このような状況に苦慮し、明治12年5月7日に社説「罂片煙流行ノ漸」を掲載し、日本人妾の阿片蔓延が他方へ広がらないよう防がなくてはいけない、と警告している。さらに同年6月29日に「阿片密吸の豫防」と題した社説では、取締りの対象を清国人に絞った上で、次の三つの案を挙げている。第一に阿片の密入密売密吸を予防するため内地に居留する清商人を排除する。第二に清国人が日本人を雇うことは勿論、室内に日本人が立ち入ることを禁ずる。第三に日本の警察が清国人の家屋を査察することを許可するべきであることを掲げ、清国人に対して徹底的な取締りの必要性を述べている。

また、横浜居留地では阿片を密輸、密売するだけでなく、製造して販売する清国人も存在した。南京屋敷に於いて阿片を製造して密売する者がいるとの投書が寄せられ、(明治11年11月20日付) その後も清国人の阿片密造に関する記事がみられた(明治27年5月16日付)。これらの記事によれば、清国人店では公然と阿片の販売が行われているという状態であり、阿片根絶が困難であったことがうかがえる。

(2) 阿片犯罪の状況

清国人の阿片の吸引、密輸、密売等の犯罪は取り締り当局を悩ませた。明治初期の阿片事件として最初に載ったのは、明治5年8月10日付の事件で、清国人によるブリキ缶10箱の阿片密輸で、阿片を焼却し犯人を、条約と照らし合わせ懲戒するよう外務大臣井上馨より神奈川県に通達されている。『横浜毎日新聞』を見る限りでは、阿片犯罪が多く発生した時期は明治10年頃から14年頃で、特に明治12年の事件発生率が高かった。

明治5年	1件	明治15年	1件	明治20年	3件
明治7年	1件	明治16年	12件 (長崎阿片事件10)	明治21年	4件
明治10年	3件			明治22年	1件
明治11年	4件 (英国人2)	明治17年	2件 (長崎阿片事件2)	明治23年	6件 (米国人3)
明治12年	15件	明治18年	2件	明治24年	1件
明治13年	1件	明治19年	3件 (長崎阿片事件1)	明治25年	1件
明治14年	3件			明治27年	2件

(3) 明治初期における阿片をめぐる問題

当時の阿片についての取扱いは日米修好条約に阿片輸入厳禁となっており、「最恵国待遇条項」により他の条約締結国との条約にも明示された。しかし政府は阿片が薬用として需要があることから、一人あたり3斤(1斤は4/3ポンドで、1ポンドは600グラムに相当する為3斤は2400グラムにあたる)までは輸入を許していた(注10)。この薬用阿片についてその入手方法について日本政府は検討し、阿片密輸は厳禁すると同時に薬用として必要な阿片は政府が直ちに外国から買い阿片の蔓延を防止しようとした。

このような状況下において明治10年(1877)12月14日に英商人ハルトレーが20ポンドの阿片を不正に日本に持ち込もうとした事件が起こった(注11)。この事件では日本側の薬用阿片輸入規制をめぐる問題を解決する必要性が問われ、事件から10年後の明治20年((1887)に「阿片売買規則」(明治11年10月制定)のうち1, 3, 6条を改定した「薬用阿片売買並製造規則改正」(勅令第52号)が制定された。この規則により、売渡し場所が薬局から地方庁になり、モルヒネ含有量の提示を義務付けて、薬用阿片の定義が確定した。これによって密輸、密売を防ぐことが可能になり、且つハルトレー事件のような条約解釈をめぐる国際問題も解消することが出来たのである。

(4) 清国人の阿片に対する考え方と日本政府の対応

『横浜毎日新聞』には阿片取締りについての記述はすでに述べたように多

くみられるが、在留清国人の心情には触れていない。「旅寓日本華商聲明在日本被欺情形案」(注12)には、日本に渡来していた清国人の日本への不満が述べられており、興味深い。清国人は阿片を吸うというだけで犯罪者扱いされるだけでなく、辮髪を軽んじて清国人を下にみる日本側の態度に憤りを感じていた。彼らの清国役人への懇願を要約すると次のようになる。

1、清国人にとって阿片は病気の治療薬であり、治癒のため阿片中毒になっているので、阿片吸引は禁止出来ないことである。2、吸烟者は清国人であり、日本人ではない。害するのは吸烟している清国人だけであり、これを厳しく罰するのは不当である。ただ、阿片や阿片器具を日本人に売買することについては処罰されるべきである。3、阿片取締りの為、夜間に屋内に入り込み、阿片所持が判明すると懲役に処せられるのは不当である。

以上の言い分を見るかぎりでは、吸烟が蔓延して日本人に害が及んでいることには一言も触れておらず、罪の意識は低い。さらに、清国領事館が開館されると、日本の警察による逮捕は治外法権に違反するとして反発した。一方、日本側は処分権がないため、犯人を領事館へ送致しなくてはならなかったことに苛立ちを隠せなかった。

清国人の阿片取締に関しては、明治11年寺島外務卿より清国公使宛に送った「阿片禁烟違反者処分の件」の中で、日本の法官が処罰していたことを今後清国の領事が代わって履行する際にはこれに照らして処罰するよう通知した(注13)。

「阿片は厳禁とし、3斤以上を存有して薬用阿片にあてると雖も、3斤以上夾帯するか若しくは私販せんと図る者がいれば日本官吏より扣取して、1斤あたり、日本銀貨15円を罰する」。さらに、阿片の定義については、「阿片と称するものは吸引、薬用の区別無く阿片を元にしてつくった種々の薬名を換用しようとも阿片として含むものとする」。取締りについては、「貴国人民居住する各房室中にありと雖、阿片を吸用すべからず、これを犯す者は即刻取り押さえ、貴領事館へ引渡し、貴領事館は之を拘留して便船ありしだい、貴本国へ送還し再度日本へ渡来することを禁じる。また、室内において吸烟の為、日本警察官吏は時として、居留清国人の家に入るこ

がある。」とした。清国公使はこれに対して寺島宛に阿片は厳禁にすべきことではあるが、警察が阿片吸烟の取締りを口実に故なく人の房屋に入ることには断じて行うべきではない、と難色を示し意見は対立していた。

このような状況の中、明治 16 年 (1883) 9 月 15 日、長崎において阿片取引の清国人を取り押える際に日本巡査が清国人 1 名を殺害した事件（長崎阿片事件）が発生した。横浜居留地内では阿片犯罪が頻繁におこっており、同類の事件が起こる可能性が高かったため注目された。この事件では清国の拘捕状を持たずに居内に入り拘束する権限が日本の警察にあるのか否か重要な論点となった。長崎在住清国人は条約及び居留地規則に違反したとして抗議したが、長崎県令は阿片を売る清国人を捜査し拘引する権利は日清両国の協議において日本の警察にその権利を付託したものであるとし、正当性を表した（注 14）。寺島外務卿から清国大使宛に送られた文書が有効か否かという問題については『メール新聞』『ヘラルド新聞』では見解を異にしており（注 15）、『横浜毎日新聞』『長崎紛争』の記者は日本の正当性をあげながらも確報が得られていないとして明言を避けた。

日本政府は、日本国民を保護する立場から徹底的な取締りを望んでいたが、治外法権により阿片吸烟者を逮捕しても領事館へ引き渡すのみで、憤りを感じていた。清国人は居留地内での日本人巡査による逮捕は居留地条約違反であるとし反発を感じていた。長崎阿片事件は清国と日本の国レベルの紛議をもたらしただけでなく、居留地に住む清国人と日本人との感情的な問題も生み出した事件だったと言える。

清国人阿片取締まりについて日本の法律に於いて処分するとの明文を掲げるべく、明治 20 年 (1887) に清国総署王大臣に提出した「日清修好条規通商章程改正案」に、「清国人に対する取締りは屋内屋外を問わず行う」という内容を盛り込んだ第 17 款を新設した（注 16）。これにより清国人に対する取締りは一層厳しくなったと言える。

2. 日清間の摩擦, 衝突

(1) 喧嘩, 殴打事件について

清国人人口が増えるのに伴い, 日本人との接触は増加し, 明治7年から28年まで横浜居留地での文化摩擦, 商売のトラブル等による争闘, 喧嘩, 殴打事件は記事を追う限り毎年発生している。最も多かったのは明治12(1879)年で, 前年に横浜居留地に清国領事館が開館したことで, 治外法権が認められることになったのが, ひとつの原因であろう。また, 清国人人口は明治11年に前年度に比べ約六割も増加し, 翌年には二千人を越えている。このような急激な人口増加が異文化社会の中において衝突したのかもしれない。

居留地内での殴打, 暴行事件の特徴は20人から30人の清国人に取り囲まれて暴行を受けることが多いことである。居留地内で清国人2, 3人が喧嘩しているのを巡査が仲裁に入ったところを多数の清国人に取り囲まれ暴行されるという事件が数件みられた(明治18年7月31日付, 明治25年7月22日付)。これは同郷意識や連帯感が強かったことと, 当時清国人に対する日本巡査の取締りが厳しかったことにある。阿片, 賭博の取締りは清国人にとって不当な干渉と受け取られていた為, 日本巡査はよく思われず, 集団暴行を受けたのではないかと考えられる。

また, 生活習慣の相違や言葉の聞き違いなどの文化摩擦から起こる事件もあった。明治12年の喧嘩は日本人の発した言葉を清国人が「チャンチャン坊主」と聞き違いをしたのが原因だった(明治12年1月29日, 31日付)。さらに, 旧正月に祝いの爆竹を鳴らす習慣が日本にないことも喧嘩の要因となった。

清国人と外国人との喧嘩についてはあまり見られなかったが, 明治13年8月8日付の居留地内で英国軍艦乗組員水兵3人と清国人との喧嘩の記事は興味深い。この喧嘩が原因となって清国人の間では英国水夫が南京街を焼き討ちにするのではないかという風説が起こり, 清国領事は8月6日に直接神奈川県令の官宅に赴き保護を願っている。清国人が英国に対して脅威

を覚えたのは、1840年のアヘン戦争、1856年のアロー号事件が影響しているのであろうか。横浜居留地に住む清国人の数は外国人総数の半数を数えていたにもかかわらず、弱い立場であり、自らの身は自ら守るしかないということを感じていた。そのため、南京町に同族、同業、同郷同士で助け合う社会が形成され、喧嘩ともなれば大勢の清国人駆けつけたのであろう。

(2) 「長崎水兵事件」について

日清間の闘争の中で最も大きく、国際問題にまで発展したのが「長崎水兵事件」である。明治19年(1886)8月15日、長崎において清国軍艦「定遠」の水兵が暴動を起こし、清国水兵4名が即死、50数名が負傷した。また日本側も巡査2名が即死、一般民を含む十数名が負傷し長崎は大混乱となった。事件前日に乱暴をはたらいた清国水兵を巡査が拘引する事件が起きており、その報復として清国水兵が暴動を起こしたといわれている。この事件で、商売上においても事件の影響から日本人商人は、長崎清国人商人との取引で掛売取引を廃止した。これは清国理事からの諭達によるものというが、清国商人と日本商人との商売上の信用低下が原因であろう。

『横浜毎日新聞』では連日事件の詳細を載せている。日本側は清国人に対する警戒、取締りを強化するように努め、警視庁は府下各警察署に対し、長崎に於いての暴行事件に乗じて清国人が不法な挙動を起こす可能性がある為、一層注意をするように訓令を出した。

この事件の影響は横浜の清国人にまで及んだ。清国人の人口が多い横浜では横浜居留地警察署長より同署巡査一同に対し、外国人に対する事務の取扱によっては外交問題を引き起こす可能性があるとし、一層清国人の取扱に注意すべきであると懇諭した。

両国間の国民感情はこの事件をきっかけとして悪化したようであり、清国人は台湾征討や琉球処分、朝鮮京城騒乱などの国際問題が生じていた日本との関係をよく思っておらず、中には日本に開戦を望む声もあった。上海の『申報』では、日本巡査は無頼の市民を統率して清艦の水兵を殺傷したと批判を掲載し、『横浜毎日新聞』は「支那新聞の大法螺」と題した反論

を載せ、紙面上においても論争が起きた(明治19年10月22日付)。「長崎水兵事件」は規模が大きかったため、その解決には半年を要したが、それ以降も事件のしこりを残している。事件後5年後の明治24年7月5日に清国軍艦「定遠」が横浜に来航した際には日本側・清国側共に厳重な警戒を行い、日本の警察は巡査を60人に、清国領事館は巡丁を6人に増やした。この時、横浜居留地清国人は爆竹を鳴らし大堤燈を吊るして祝意を表して迎えている(7月7日付)。清国人の立場としては、同国人として団結心を表すとともに、事件によって緊張した日清間の関係を解消し、友好関係を築くことを求めたと思われる。横浜に生活基盤を置く彼らにとって安定した生活を求めるには国交問題が良好でなければならないからである。

3. 清国人犯罪のまとめ

今回『横浜毎日新聞』でみられた清国人の主だった犯罪に関する記事には、阿片、小児売買の他に賭博、偽売り(偽物の珊瑚や金銀メッキの指輪の押し売り等)、窃盗などがあつた。それぞれの発生した年と件数を表2に纏めてみた。件数から見ると阿片に関する犯罪が一番多く、ついで小児売買、賭博と続く。阿片の密輸や吸引の事件が多かつたのは、清国人が阿片に罪の意識がなかつたことと、彼らの取締りが厳しく行われた結果であろうと考えられる。小児売買は清国人だけの問題でなく、子供を売る日本人と仲介役の日本人がいたことが大きな社会問題となつた。また賭博についても日本人が関わっていたことは明白であり、南京町で大がかりな捕縛も行われていた(明治12年2月23日付)。

清国人の犯罪については、伊藤泉美氏は『『横浜華僑社会の形成』(『横浜開港資料館紀要』9号1991)四、横浜華僑社会の諸相』の中で清国人に関する犯罪がしばしば『横浜毎日新聞』に掲載され、且つ、チャンチャン・豚尾と清国人を表現し、清国人が狡猾で頻繁に犯罪を犯しているように思い込まされそうであるが、実際の件数は少ないと述べている。明治5年から9年までの神奈川県羅卒取締表を集計し、その総計から日本人、西洋人、中国人に分類して割合を計算、日本人92%、西洋人6%、中国人2%とな

っているので、中国人の犯罪件数は極めて少なく報道に偏りがあることを指摘している。さらに伊藤氏は、阿片吸引、窃盗、売春等の犯罪を指摘して、風俗が乱れたことを事実としながらもそれは華僑社会の一部にすぎないと述べている。しかし、数字だけで断定するのはいささか安易ではないだろうか。これは、羅卒取締表にある犯罪すべての総数を単純に件数で割り出したものであって、注意すべき点はその犯罪の質にある。西洋人に関する犯罪の多くは「取鎮」「暴行」「喧嘩」「酒狂」であり、中国人には「暴行」「酒狂」の件数は1件もみられなかった。そのかわり阿片や賭博、窃盗等のような社会的に混乱をもたらす影響の高い犯罪において、清国人が多かったことに注目すべきである。またこの羅卒取締表は明治5年(1872)から明治9年(1876)という明治初期の限られた期間の集計であり、年をおって犯罪の種類が多様化している点を考えると犯罪件数だけに頼るのではなく、さらに別の角度からさらに詳しく調べる必要があると思われる。

ところで清国人への蔑称についてであるが、新聞紙面上では、日本人とは異なる清国人の辮髪から生じた「豚の尻尾」「辮的」「辮髪先生」「豚尾」「豚尾連」や「チャンチャン」といった侮蔑語は明治8、9年ごろから用いられている。しかし、これらは阿片、窃盗、小児売買など事件を犯した時に使われているのがほとんどであり、一般には「支那人」「清国人」という言い方をしている。長崎水兵事件の際には南京町の清国人を「陳粉漢先生」と称して馬鹿にした記事があったが、特に目立った記事はなかった。ところが、日清戦争前後になると横浜居留地内において日本人が通りすがりの清国人を見て「チャンチャン」と言ったことから喧嘩となり、日本人が清国人をナイフで刺し重傷を負わせる事件が起きている(明治27年6月23日)。日清戦争以降、日本人の清国人蔑視はさらに増し、日本小児が「ちゃんちゃん、豚の尻尾」とはやしたて果ては瓦礫などを投げつける為に清国人が大いに困っているという記事(明治27年8月9日)の他、一般記事に清国人を「豚尾」「チャンチャン」と称するものもみられるようになった。

(表2)

	明治五年	明治六年	明治七年	明治八年	明治九年	明治十年	明治十一年	明治十二年	明治十三年	明治十四年	明治十五年	明治十六年	明治十七年	明治十八年	明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年	明治二十五年	明治二十六年	明治二十七年	明治二十八年	計
阿片	1	0	1	0	0	3	2	7	1	3	1	4	0	1	1	0	2	1	2	1	0	0	1	0	32
小児売買	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	1	2	0	5	2	0	0	15
賭博	0	0	0	1	0	0	1	2	2	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	2	0	0	14
偽売り	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	1	0	9
窃盗	0	0	1	2	2	2	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
計	1	0	2	3	2	6	3	12	4	4	2	7	0	1	5	2	6	3	4	2	5	4	2	0	80

第3章 華僑子弟教育

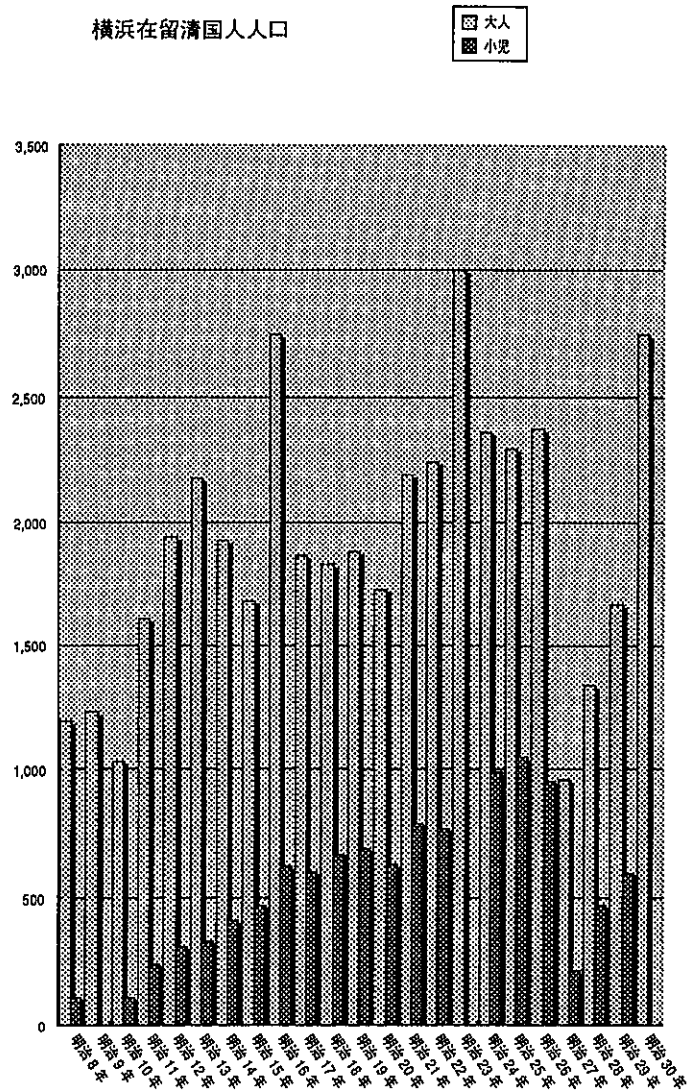
1. 横浜居留地における華僑学校

(1) 「中華公学」と「大同学校」について

横浜は日本で最初に華僑の子弟を教育する学校がつくられた場所として知られている。その学校が「横浜大同学校」で、明治32年の設立にかかり、校舎を山下町140番地に置いた。しかし、表3に示したように当時の清国人の小児人口数からして「大同学校」以前に、華僑を教育する機関が全く無かったとは考えにくい。家庭教師を雇う、キリスト系の女学校に通うといったことが出来たのはごく少数の裕福な家庭だけだったと思われる。では、一般家庭ではどうであったのだろうか。「大同学校」の後身である横浜中華学院及び横浜山手中華学校の校史には「大同学校」以前の学校については触れていない。しかし華僑の為の小学校があったという事実がわかっている。

(表3)

	大人	小児
明治8年	1,192	108
明治9年	1,231	不祥
明治10年	1,030	112
明治11年	1,609	242
明治12年	1,937	308
明治13年	2,172	333
明治14年	1,927	407
明治15年	1,682	472
明治16年	2,743	620
明治17年	1,870	601
明治18年	1,830	669
明治19年	1,883	690
明治20年	1,730	629
明治21年	2,188	793
明治22年	2,241	769
明治23年	3,004	不祥
明治24年	2,360	988
明治25年	2,289	1,050
明治26年	2,373	952
明治27年	962	211
明治28年	1,343	465
明治29年	1,672	596
明治30年	2,743	不祥



(典拠『神奈川県史 vol. 15』より作成)

(2) 華僑の公立小学校「中華公学」

「大同学校」創立以前につくられていた「中華公学」をどのようにとらえるかという点については、「中華公学」が「大同学校」と同じ140番に存在したことから、後に創立される「大同学校」の「原点」もしくは「先輩校」

として考えるという意見がある。(注 17)

ところで、横浜毎日新聞にも「中華公学」の記事が 2 件載っていた。ひとつは、横浜居留地の「中華公学」の課目に日本語学を加えることになったという記事(明治 19 年 2 月 14 日付)で、その内容から生徒の数は日本人も含め四百人にも達しており、かなり大きな学校であったと思われるが、番地の記載や運営者の記載がないので、詳しくは不明として残すしかない。二つめの記事は詳しく書かれており、内容は以下のとおりである。

「支那小学校横浜居留地二百三番館に中華公学といふ支那人の子弟を教育する小学校あり此校は去る 16 年の創立にかかり命を北京政府に奉じ直隸総督より補助を受けり校長は漢医劉氏にて月報 120 円を給し副校長は瑞氏なり…校則の概客は児童六才より就学せしめ 14, 5 才に至りて卒業する者とす学課は天子重賢豪千字文, 大学, 学而先進, 梁惠王, 上孟, 下孟, 文王国風, 書経, 大学註成語考等にて以上は皆暗唱なり…右の次第なれば生徒は欧米文明の思想なく我小学生徒とは雲泥の懸隔ありて只「揖照而敬止」のみ毫も活発の風なし目下生徒の数は 70 名ありといふ」(明治 19 年 11 月 6 日付)。

この記事からは、創立は明治 16 年で、初等教育機関であったこと、また直隸総督からの補助を受けていることから、北京政府の影響下の学校であったこと、さらに校長と副校長の氏名と月俸、学課等が詳しく書かれている。欧米の文明を率先して受け入れていた当時の日本の教育方針と比べて「中華公学」をここでは否定的に書いている。記事には横浜居留地 203 番館という地番が書かれているが、そこに学校があったことを示す記録がなく、前述の記事の「中華公学」と同校か否か、残念ながら判断することが出来なかった。

「中華公学」以外にも横浜居留地 152 番館に「同華堂」と称する清国人の子弟を教育する小学校があったとする記事があり(明治 21 年 9 月 14 日付)、おそらく横浜居留地内にいくつか存在した華僑の子弟を教育する私塾のひとつであろう。今後、「中華公学」や「同華堂」の詳細を明確にすることで、「大同学校」がどのような経緯をたどって姿を変えていったのかが明らかに

なるだろう。

なお、清国人の早期留学についてであるが、「中華公学」があった時期とほぼ同じ頃に東京の公使館で日本語を学ぶ学生の記事がみられたので、このことについて述べる。

留日清国人学生の「起源」は明治 29 年 (1896) 旧暦の 3 月の末に清国総理衙門で選抜試験を受けて合格した 13 名の清国学生とされている。嘉納治五郎は日本語に不慣れな留学生に日本語を教授する為「学校兼寄宿舍」を特設して日本語及び普通科の教授し、これが後に「弘文学院」となった。「弘文学院」が設置される以前の清国留学生は、明治 21 年 (1888) に同人社で勉強した張文成である、という指摘があるが (注 18)、これ以前に日本語学習を目的とした清国人学生がいたようである。『横浜毎日新聞』では明治 16 年 (1883) からすでに清国公使館に在留して日本語を学ぶ学生の様子を伝えており (明治 16 年 10 月 21 日付)、それによると清国公使館近辺の日本人ともなんらかの接触があったことなどが読み取れる。清国公使館に寄留している学生の総数、就学年数、学課等々正確な数字や内容は不明であるが、清国には積極的に日本語教育を行おうという姿勢が見られる。当時の日本と清国は琉球や李朝朝鮮をめぐって互いに政治や軍事に関する情報の入手や人材の確保をおこなっていたと考えられる。その為清国にとって日本語の習得は必要不可欠なものであり、その習得場所が公使館だったのである。

第 4 章 日清戦争時期の横浜居留地

かねてから朝鮮をめぐって日本と清国との間で対立が起きていたが、ついに明治 27 年 7 月 25 日、日本軍は豊島沖海戦において清国艦隊を攻撃した。『横浜毎日新聞』は 7 月 28 日に号外を出し、「日清開戦 我軍大勝 釜山特報」と題しその模様を伝えた。7 月 30 日に清国総理衙門より駐在清国公使に国交断絶を通告し、これにより日清修好条規は無効となり日本在留清国人は無条約国人となった。そこで日本政府は居留清国人の取扱に関連した勅令第 137 号を明治 27 年 8 月 4 日に発布し、居留地に在留している清

国人はそれぞれの府県知事に住所、氏名、職業の登録を義務づけられることとなった。在留清国人の保護について細心の注意を払うよう訓令を出していたが、登録を行わずに多数の清国人が日清戦争勃発後に帰国した。全国の半数以上の清国人を抱えていた横浜居留地でも日清戦争による影響により、さまざまな混乱が起きている。

1. 開戦前の状況

日清戦争はもはや避けられない状況であることから、横浜居留地の各外国銀行は清国人と容易に荷為替を組まなかった為、清国商人が受けた打撃は大きかった。清国商人との取引は現金取引のみであり、先物取引は殆ど皆無の状態であった。また、清国商人は支払いを引き延ばして金員の受取を急ぎ、その受取は銀貨として紙幣を拒否するものが多かった。

7月5日付記事では、清国領事が在日清国人の財産を取り調べると同時に居留地内で裸体跣足など悪癖の者が往々にして多いことから、風俗取締りを強化したことを取り上げている。この風俗取締りは、戦争下において米国からの保護を受ける際に日本国法に抵触する危険性のある清国人や治安上問題ある清国人については強行措置を行うという米国側の提案を受け入れていた為である。その一環として、明治27年8月4日には賭博、阿片等悪習のある清国人500人を強制的に帰国させている。

戦争が不可避である状況にあった7月上旬には帰国する者が多かったが、中には外国館に同居して外国人名義で諸外国の商人と取引をすることで、いつ開戦となっても差し障りのないよう準備を整えている者や辮髪を切って衣服や器物等を日本式に改めて日本に帰化する者がいた（明治27年8月4日、9月21日、12月20日付）。しかし帰国を希望する者は多く、清国人人口は減少する一方であった。清国領事館及び中華会館は、帰国乗船切符請願者1千5百人を相応の財産がある者、赤貧を装い欺願する者などを戸籍身分調べで調査する作業に追われ大変な混雑となった。同日に領事館員は米国領事館へ赴き、かねて取り決めてある在留清国人の保護を要請する

などを行っている（明治 27 年 8 月 2 日付）。

2. 人口統計から見る清国人の動静

日清開戦前の 7 月中旬には日清交渉を懸念して帰国する者が多かった。開戦前、開戦後の明確な人口を示すことは難しいが、明治 27 年 7 月から明治 28 年 5 月までの『横浜毎日新聞』の記事からおおよその横浜居留地清国人人口の流動は（表 4）のとおりである。なお、『横浜毎日新聞』で公表された登録者数は明治 27 年 8 月 9 日 67 人、8 月 18 日 520 人、9 月 30 日 1,285 人、明治 28 年 4 月 25 日 1,796 人となっている。

登録者は開戦が始まった頃は少なく、帰国する者が多かった。その理由として岩壁義光「日清戦争と居留清国人」（注 19）によれば、登録制度について清国人側から種々の解釈が生まれたことが大きな原因であり、第 1 に重税負担を余儀なくされるのではないか、第 2 に日本国民として兵役義務が課せられるのではないか、第 3 に登録後帰国出来なくなるのではないか、第 4 に登録制によって日本人と同様に扱われるとしながらも清国人には裁判権がなく不利となるのではないか、という点が挙げられている。清国人の集団帰国は、明治 27 年 7 月中旬から始まり、9 月には人口の半分に減少した。しかし、明治 27 年の 12 月上旬から再渡来してくる清国人が増えはじめた。続々と日本に帰国してきた理由には、清国における暴動と経済の基盤となるものがないことが大きかった。明治 27 年 9 月 12 日付の雑報「日清人の対話」では、横浜居留の裕福な清国人は、清国各地に徘徊する盗賊と軍資募集の名義で財産を強奪する地方官吏のため、日本にいる方が身の安全が図れるのではないかと友人に伝えている。

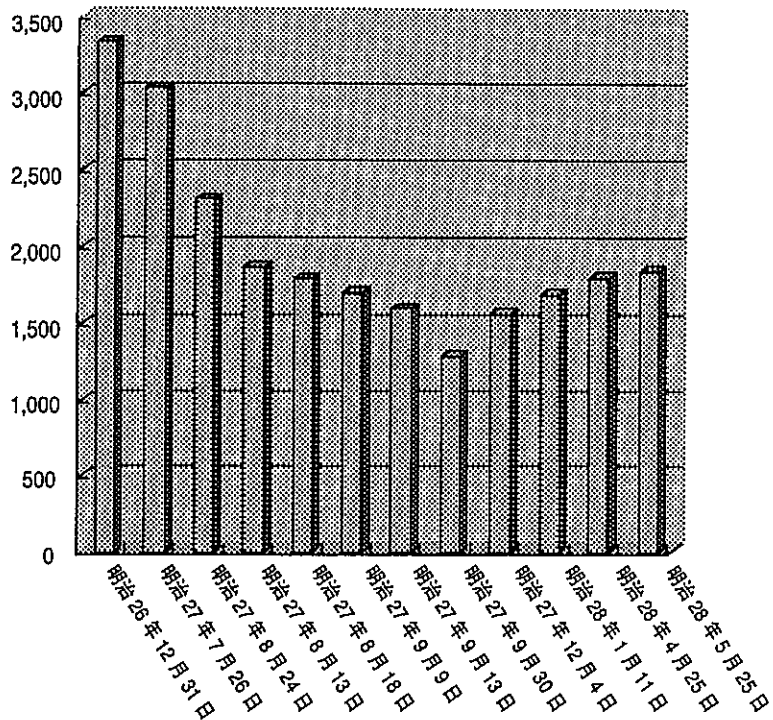
清国における各地の暴動に比べ、日本にいるほうが安全であり財産も保証されること、登録制度が導入された際に疑問となっていた兵役や清国人にとって不利となるべきものが思っていたよりも少なかったことなども再渡来の理由に揚げられると思われる。また米国に出稼ぎに行っていた清国人も明治 27 年末から 28 年 1 月にかけて続々と横浜港に再来航している。

明治 29 年には二千人に達し、明治 31 年には戦前の人口にほぼ回復した。

(表 4)

清国人人口	
明治 26 年 12 月 31 日	3,325
明治 27 年 7 月 26 日	3,025
8 月 4 日	2,303
8 月 13 日	1,865
8 月 18 日	1,795
9 月 9 日	1,700
9 月 13 日	1,595
9 月 30 日	1,285
12 月 4 日	1,566
明治 28 年 1 月 11 日	1,688
4 月 25 日	1,796
5 月 25 日	1,841

日清戦争時期の在横浜清国人人口



(典拠『横浜毎日新聞』)

おわりに

明治初期から日清戦争までの横浜居留地の様子を主に『横浜毎日新聞』からみてきた。言うまでもなく、今回の論文で取り上げた内容は当時の清国人社会のごく一部分でしかない。清国人に関わる記事は多方面にわたっており、商売や貿易に関するもの、たとえば明治 17 年には人力車・寒天・昆布等の輸出がおこなわれており、明治 19 年に招商局（郵路船）を開いてわが国の郵船会社と客引きの競争したことなどが報じられている。経済的な摩擦も必然的に発生しており、日商と清商との間のトラブルや訴訟問題、

日清戦争中の口銭廃止問題等を含めると 120 件ほどの記事があった。その他、清国領事館での人事や催事、外交、国際結婚、遺体の送還、内地旅行、内地雑居問題など清国人に関わる記事は数多くあり、これらのことは日本人社会とも重要な関連を持っていたのである。今後の課題として纏めたいと考えている。

今回、新聞を検索していくつか気が付いたことを述べたいと思う。清国人以外の外国人の記事を抽出していないのではっきりとはいえないが、欧米人と比べると清国人は新聞に載る率が高かったように思える。犯罪だけでなく、経済・社会・風俗、習慣など身近なことも載せている。横浜居留地に住む外国人の半数以上は清国人であり、そのため日本人と接触する機会が多かったのではないだろうか。同じ東洋人でありながら風習や衣食を異にする清国人に興味や関心を持つのは不思議なことではない。犯罪や事件を引き起こす清国人を蔑視する風潮があったことは確かであるがその反面、第一章で紹介したような清国人に対して感謝を表す記事もあった。清国人や清国人社会に関して、当時の日本人の認識はさまざまであり、複雑であったと思われる。清国人は日本で経済的基盤を築くために組織を形成し、独自の社会をつくっていった。伝統や文化を守り、互いに助け合う華僑社会に共鳴する日本人は少なくない。しかし、日本とは異なる文化が日本人社会に入ってきたために、誤解や偏見が生じたことも確かであった。清国人を受け入れる側の日本の政治的問題や戦争等によって、清国人社会や清国人の立場は大きく揺さぶられ、彼らに対する認識も変化してきた。それは、現代社会にも共通して言えることではないだろうか。

注

注1 『横浜市史』（第三巻下）第4章横浜居留地の中国人 横浜市 昭和38年 p.862

注2 『神奈川県史料』第7巻 外務部2横浜市 昭和46年 p.315-379

注3 『横浜市史稿・風俗編』横浜市 1933年 p.577 明治7年-8年頃現在の140番地付近に建立され、明治19年と24年に大改築されている。

- 注4 『横浜繁昌記』明治36年 横浜新報社〈復刻版〉よこれき双書 第17巻
郷土研究会 平成9年 p.129
- 注5 『横浜毎日新聞』明治20年9月30日付
- 注6 前掲『神奈川県史料』第7巻 p.315-317
- 注7 吉見周子「小兒人身売買と海外醜業婦の実態—明治期の新聞を中心に—」
『郷土神奈川』22 昭和62年
- 注8 前掲『横浜市史』（第三巻下）第4章横浜居留地の中国人 p.893
- 注9 『横浜毎日新聞』明治12年6月26日付
- 注10 『横浜市史稿』産業編 横浜市 昭和7年 p.89
- 注11 ハルトレー事件については加藤祐三「アヘン密輸ハートリー事件」（『横浜
居留地と異文化交流』）横浜開港資料館録 横浜留地研究会 1996 に詳しい
- 注12 『旅寓日本華商声明在日被欺情形案』（「総署清档案録」）台北中央研究院近
代史研究所所蔵 光緒元年 明治9年（1876）
- 注13 『日本外交文書』第11巻 阿片禁烟違反者処分の件 p.248-249
- 注14 『横浜毎日新聞』明治16年9月30日付
- 注15 『横浜毎日新聞』明治16年10月2日、3日付
- 注16 『日本外交文書』第20巻 日清修好条規通商章程改正に関する件 p.155
- 注17 葉明城「横浜〈大同学校〉創立考（17）」『横浜華僑通訊』第254号 1995年
- 注18 細野浩二「近代中国留日学生史の起点とその周辺」（『史滴』第12号）早稲
田大学東洋史懇談会 1991年
- 注19 岩壁義光「日清戦争と居留地清国人問題—明治27年「勅令第三百三十七号」
と横浜居留地—」『法政史学』第36号 昭和59年 p.68